

奈良県告示第二百八十七号

平成二十七年十二月奈良県告示第二百五十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等のうち知事が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表規則第二条第一項第六号の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する法令」に改める。